

令和元年度原子力規制委員会  
第52回会議議事録

令和2年1月15日（水）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第52回会議

令和2年1月15日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に関する検討の進め方について  
－ 実用発電用原子炉の規制基準の見直しに係る取組計画の策定－
- 議題2：東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正並びにこれらに対する意見募集の結果について
- 議題3：引用規格の正誤表の技術評価に係る関係規則の解釈等の整備及びこれらに対する意見募集の結果について
- 議題4：中深度処分に係る規制基準等の策定について  
－ 電気事業連合会からの意見聴取の結果を踏まえた方針案－
- 議題5：行政文書の管理の状況について（経過報告）

○更田委員長

それでは、これより第52回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は、「審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に関する検討の進め方について」。

説明は遠山技術基盤課長から。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

昨年10月23日の原子力規制委員会におきまして、規制基準の継続的な改善について、今後の取組方針を了承していただきました。この取組方針では、既に許認可等の処分がされたものに関わる審査経験や実績を基に、基準の要求内容の更なる具体化、表現の改善等を行うこととしました。また、この過程で、被規制者からも基準の明確化が望ましいもの等について意見・提案を聴取することとしております。

本件の進め方について御説明します。

見直しの対象とする基準は、2. に書いてございますが、実用発電用原子炉の許認可の審査で使用されました設置許可基準規則（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則）と解釈（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈）、技術基準規則（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則）と解釈（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）、さらに、収集された課題の内容に関連する審査ガイド等とします。

検討の枠組みですが、収集する検討課題を踏まえて、地震・津波、設備設計などの分野ごとに取組計画を検討し、その際、技術情報検討会を活用いたします。

次いで、取組全体の流れを御説明します。

まず、原子力規制庁内と被規制者から意見・提案を収集します。次いで、この意見・提案を、分野ごとの内容に応じた検討課題、作業内容、スケジュールなどの検討をします。さらに、全体を包括して取り組む時期、順序などを整理して取組計画案を策定し、原子力規制委員会の了承を得ます。この後、順次見直し作業を実施し、規則等の改正案が整った時点で、その都度、原子力規制委員会にお諮りしていこうと考えています。

全体の取組の流れを3ページに図の形で示しております。

2ページに戻っていただきまして、「4. 被規制者からの意見・提案の聴取」に当たりましては、各社共通の意見を取りまとめたATENA（原子力エネルギー協議会）から聴取をいたしますが、個別の被規制者からの意見があれば、これも聞くこととしたいと考えます。

また、取組計画の策定作業や見直し作業の過程におきましても、必要に応じて被規制者から意見を聞く場を公開で設定します。ただし、セキュリティの観点から公開に適さない内容を含む場合には非公開といたします。

今後のスケジュールですけれども、来月、2月頃までに原子力規制庁内及び被規制者からの意見・提案の収集を行い、途中の経過報告を経て、今年上半期をめどに取組計画案を原子力規制委員会で御審議いただきたいと考えております。

説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

2つ質問させてほしいのですけれども、見直しを順次進めていくということは非常に結構だと思うのですけれども、その中で、技術情報検討会を活用されるということなのですが、まず、見直ししなければならない課題とその内容をあらかじめ精査して技術情報検討会にかけられると思うのですけれども、どの程度その内容を原子力規制庁内で議論した上で公開の場に出されるのかという、その点を教えていただきたいのと、ATENAあるいは事業者との対話というのはどの程度の頻度で開催される予定なのか。その2点を教えていただけますか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

検討の途中経過を公開の場で報告するという意図を込めて、技術情報検討会に状況を報告しようと考えています。原子力規制庁内からの意見、あるいは被規制者からの意見を聞く段階では恐らく網羅的なリストが出てくるだけであろうと思いますので、それを、先ほど申し上げましたように、分野ごと、あるいは対象とする基準や解釈ごとにある程度グルーピングをしまして、その形で今後の取組の計画をある程度事務局として考えた形で状況を報告したいと考えています。

それから、被規制者からの意見の聴取の頻度でございますが、まず初めに、本年2月頃までに最初の情報を収集したいと考えます。最終的に上半期をめどに取組計画案を作るわけですが、その前にドラフトができた段階で、被規制者からも足りないところはないか等、意見を聞くことを考えております。

なお、資料にも書いておりますけれども、技術情報検討会だけでなく、この原子力規制委員会の場も活用して途中の状況を経過報告という形で御説明できればと考えております。

以上です。

○山中委員

ありがとうございます。

技術情報検討会でできるだけ活発な議論ができるような形で、課題と内容については提案していただければなと思いますし、原子力規制委員会の場でも委員の方々に御判断をしていただきやすいような、あるいは議論ができるような形の提案というのをいただければと思っています。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

了解しました。

○更田委員長

ほかにありますか。

伴委員。

○伴委員

今の山中委員の2番目の質問に関係しますけれども、つまり、この手続を進めれば、一種の計画という形でウエイティングリストができるわけですよ。要は、ウエイティングリストを更新する頻度がどれぐらい、それはサイクルとして回していくわけですから、それがどれぐらいと見込んでいるのか、そこをお聞きしたいのですけれども。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

大体、作業自身は、もちろんリストが全部出てきてからでないとボリュームがつかめないとところがございますけれども、現在の感覚では、今のリストの更新というのは約1年をめどに行いたいと考えております。

○更田委員長

ほかにありますか。

私からもいくつか。

まずは、見直すものの大きさというか、それがつかみにくい部分というのはあるのと、それから、最初にわーっと出るだろうと思うのですよ、随分。その中には解決のつくものと、今の時点で解決することが難しくペンディングになるものがある。しかし、それについて、分析をしておくことというのは重要だということと、どういう知識が必要かということの方向が定まるはずなのだけれども、一番難しいのは、その中で今度はプライオリティを付けることが難しいだろうと。

山中委員のコメントの趣旨は、スクリーニング後のものが技術情報検討会に出てくる、ないしは原子力規制委員会に出てくるというのでは困るだろうと。要するに、捨てるものは、かくかくしかじかの理由で捨てるということが大事だし、それから、ペンディングになるものは、また理由があってペンディングになると。そのプロセスが少なくとも技術情報検討会ではかなりのメッシュの細かさで示されて、議論に乗っかって、さらに、原子力規制委員会も捨てたものについても話を聞きたいというのが一つ。

もう一つは、今現在は山中委員、石渡委員が実用炉の審査の審査会合（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合）に出ていますけれども、私も基準を作るところからしばらくの間というか、委員長になるまでの間は実用炉の審査に当たっていたので、原子力規制委員会側のコメントを聞いてねというのが一つなのです。

先ほど物の大きさが分からない、ないしは問題というか、改善の余地があると捉えていることの表明には意味があるのだけれども、では、すぐにそれが変えられないもの、もう既に審査会合で私は何度も発言していますけれども、例えば炉心損傷判断。

炉心損傷判断というのは、「PCT」、これは計算上のPeak Cladding Temperature（被覆管最高温度）ですね。PCTが1,200℃、それから、ECR（等価被覆酸化量）の15%。ECRというのは酸化割合です、ざっくり言えば、1,200℃の方はOnset Temperature（開始温度）と

いう酸化速度が止められないぐらい速くなる温度ということで、炉心損傷判断に使うのは、保守側ということで悪くないのだけれども、ECR15%の方は、急冷されたときに冷却可能形状を維持できるかどうかという脆化の割合を表しているもので、炉心損傷判断というのは不思議な話ですよ。LOCA（冷却材喪失事故）のときのECCS性能評価指針（軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針）のときのクライテリアをそのまま引っ張ってきている。

ですから、恐らくどちらも炉心損傷判断としては極めて早めの判断を与える可能性がある。だから、保守側になっているからいいのだというロジックはあるのだけれども、では、その後の対処をとるときに、余りに炉心損傷判断を早くとることになると、その後の戦略が変わってくるので、これは改善の余地があるよねというのはもう審査会合で繰り返し出てきてはいるけれども、しかし、炉心損傷の判断に代わるものというのはなかなかない。

国際的には、出口温度計がある場合、出口温度計であるとかという議論はあるけれども、これはやはり問題として捉えておいた方がいいけれども、すぐには解決が見つからないものの例。

それから、基準を作るときにペンディングクエスチョンとして残したのは、重大事故等対処設備の整備が進む中で、従来からある機器の重要度分類というのはそのままでもいいのか。

恐らくそのままにしておくというのも保守側の判断なのだと思うのですが、ただ、後段の機器が整備されている中で、前段の機器の重要度分類というのは変えないというのは一つの立派な方針なのかもしれないけれども、重要度分類についての議論というのはやはり進めなければならないし、それから、これはリスク情報活用とも関連しますけれども、非常に大きな固まりとしてありますよね。

だから、こういった大きな固まりのものと、それから、個別のものというものの整理というのが今後どうされるかというのを非常に興味を持って臨んでいるところなのですけれども、まずは始めてみてということで、この全体の流れにしても、恐らく途中で必要があれば、修正していくということにならざるを得ないのではないかなと思いますけれども。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

今、御指摘いただいた、まず初めの件ですけれども、全体のリストをある程度取捨選択した結果だけを出すのではなくて、オリジナルの、除外したものも見たいという御意見でしたけれども、先ほどの経過を報告する段階で、元々出てきた意見から計画に昇華する途中で、どういう考え方でもの（案件）を選んだり、あるいは事務局としてですけれども、優先順位というか、作業の時期、時間の掛かり具合というようなものを推定する場合の考え方というものも、あわせてまず御提示したいと思います。そういう形で、今、最初に言われたことについては、ある程度お応えできるのではないかと思います。

2番目の件ですけれども、これは審査経験から直接御意見として原子力規制庁内や被規

制者から出てくるかどうかは分かりませんが、今、更田委員長から御指摘があったような問題は、どちらかというと技術的な知見の進展を必要とするようなものも含まれていたと考えますし、あるいは一定程度基準を作り、運用した後の再見直しというような考えの部分も含まれているようですので、これについては、加えられた新しい御意見・コメントとして考えていくようにしたいと思います。なかなか難しいところがあると思いますが、おっしゃられたように、まずやってみて、アプローチの仕方も含めて検討していきたいと思います。

○更田委員長

ほかに御意見がなければ、まずはとにかく提案に従って始めてもらおうと思いますけれども、いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、提案を了承して、取り組んでみてください。適切な時期に原子力規制委員会に諮るようにしてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

ありがとうございました。

○更田委員長

2つ目の議題は、「東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正並びにこれらに対する意見募集の結果について」。

説明は、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、竹内室長から。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

原子力規制庁の竹内から、資料2について御説明いたします。

「1. 経緯」でございますけれども、昨年10月30日の原子力規制委員会におきまして、東京電力福島第一原子力発電所(1F)における規制の見直しといたしまして、5・6号機を実施計画(福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画)側で規制すること、それから、原子力規制検査は福島第一原子力発電所には適用しないということ、その他、規制の適正化に伴う1F規則(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則)、それから、1F告示(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示)の改正案につきまして、意見公募を行うことについて了承されまして、本日はその意見公募の結果、それから、それに対する考え方を御説明するものでございます。

2. にございますように、御意見といたしましては、3名の方から合計15件の御意見がございました。

別紙1で御意見のポイント、考え方について御説明いたします。通し番号の3ページを御覧ください。

これは最初は1F規則に関する御意見でございまして、番号が振ってありますけれども、

左側の番号1、2、3につきましては、法令用語の適用の仕方でありまして、改正条文の当てはめに関する御意見でございますので、こちらにつきましては、特に法規的にも問題ないということで、原案のとおりにいたします。

それから、4つ目の御意見ですけれども、これは火災発生時に消防吏員へ通報することと1F規則では規定しておりますが、御意見の中では、消防法の体系下では、火災発生時の通報場所としては消防機関を規定しているので、特別な理由がなければ消防機関への通報とすべきであるという御意見でございます。

これに対する考え方でございますが、右側でございますとおり、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の体系下では、危険時の措置として、実用炉規則（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）の第135条でも消防吏員へ通報することと定めておりますことから、原子炉等規制法（及び関連する法令）との規定の整合を図るため、原案のとおりとさせていただきます。

それから、5つ目の御意見ですけれども、これは誤記の御指摘でございますので、御指摘のとおり「従業員」というのは誤りでしたので、「従業者」に修正いたします。

それから、1F規則の最後の6番目の御意見ですけれども、これは1F規則に規定されている輸入溶接検査に関する御意見でございます。

溶接検査につきましては、国内で溶接したものと海外で溶接した輸入溶接、輸入品というものが2種類ございますが、国内溶接に関しては、検査対象というのが規定されておりますけれども、輸入溶接検査の対象については、規定上明確にはなっていないので、それを明確にされたいという御意見でございます。

それに対する考え方でございますけれども、輸入溶接検査につきましては、従来から1F規則第26条で掲げる国内溶接検査と同じ範囲の検査対象として実施しているものでございます。今回、明確ではないという御指摘を踏まえまして、1F規則の第29条（輸入溶接検査に係る規定）を修正することとして検査対象を明確にするというものでございます。

これは具体的な修正でございますので、通し番号の46ページを御覧いただければと思います。上段が改訂案（改正案）でございますので、（追記を）赤字で記載しておりますけれども、ここで「溶接をした発電用原子炉施設『のうち第二十六条各号に掲げるもの』であって、輸入したものの当該溶接について行うもの」ということで、これは国内溶接検査の対象と同じ範囲を輸入溶接検査でも行いますという明確化した変更を施すことといたしました。

以上が1F規則に対する御意見と、それに対する考え方でございます。

それから、1F告示に関する御意見でございますので、通し番号でございますと5ページになります。

1つ目の御意見でございますけれども、これも改正条文に当てはめの対象がないのではないかとということですが、存在しておりますので、御指摘には当たらないということでございます。

それから、2つ目の、これは事業所内における運搬に関する規定でございますけれども、ここで言っている見出しで「運搬物」と「運搬する物」と2つの言葉がありますが、その違いは何かという御質問でございます。まず、1F規則の方では、事業所内運搬におきましては、運搬する容器もしくは汚染されたものを「運搬物」と呼びまして、その運搬物を運ぶ機器等、車両とかコンテナ、その他運搬に用いる機械を「運搬機器」と2種類定義しております。

1F告示の中では、それを受けて、運搬する物と車両、コンテナと3つにそれぞれ表面線量率、表面2mSv/h、それから、1mのところでは100 $\mu$ Sv/hを上回らないという規定をしておりますけれども、ここで言う「運搬する物」というのは、コンテナと車両、それ以外の運搬する運搬機器というものが存在し得るということで、「運搬する物」というのは、運搬物と、車両及びコンテナ以外の運搬機器という整理をいたしております。

したがって、3番目と4番目の御意見につきましても、今申し上げた考え方について整理した（説明した）というものでございます。

それから、5番目の御意見ですけれども、これは1F規則第14条の2第2項というのは、同規則第14条の2第1項で運搬するときの保安上の措置について求めているものですが、この第2項では、その措置によれない困難な場合における特別措置を規定しているものでございます。

御意見にありますように、「第14条の2第2項ロ」と記載すべきところではという御指摘ですけれども、こういった条文は存在しておりません。6番目と7番目の御意見を見ますと、この御意見を出された方は、大型機器など、容器に入れることが困難な場合の規定を指摘しているかと読み取れますので、誤った認識を持たれている御意見と捉えまして、これも原案のとおりとすることといたしております。

6番目、7番目につきましても同様でございます。

それから、通しの6ページ目ですけれども、8、9番目につきましても、これは「その他」と「その他の」という法令用語の使い分けに関する御意見でございますので、これは法規の当てはめに従って用いているもので、原案のとおりとさせていただくものでございます。

以上が頂いた御意見と、それに対する考え方の御説明でございます。通しの1ページ目に戻っていただきまして、本日、この内容で御了承いただければ、今後、公示、それから、公布の手続に入りたいと考えておりまして、施行日としては今年の4月1日からということをご予定しております。

それから「5. 今後の予定」ですが、(1)は、今、御決定いただければ公布ということと、(2)といたしましては、1Fの検査の見直しの運用についても、別途検討の上、今年度内に原子力規制委員会にお諮りしたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見、御質問はありますか。

申し遅れましたけれども、御意見を頂いた方には感謝したいと思います。細かく読んでいただいたようで、それによって誤りも修正できたしということですが、あと、輸入溶接規格（※正しくは、輸入溶接検査）ですか。

特に御意見がなければ、説明のあった別紙1、この御意見に対する考え方ですけれども、これを了承してもよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

その上で、事務局案のとおり、別紙2-1の1F規則及び別紙2-2の1F告示の改正について、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、事務局案のとおり御意見に対する考え方を了承するとともに、別紙2-1の1F規則及び別紙2-2の1F告示の改正について決定します。ありがとうございました。

3つ目の議題は、「引用規格の正誤表の技術評価に係る関係規則の解釈等の整備及びこれらに対する意見募集の結果について」。

説明は、先ほど（議題1）と同じく遠山技術基盤課長から。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

原子力規制庁が審査に用いている技術基準等の（関係規則の）解釈で民間規格を引用しているものがあります。具体的には、日本機械学会及び日本電気協会の規格につきまして、正誤表が発行されたことを受けまして、昨年11月20日の原子力規制委員会で関連する基準の（関係規則の）解釈を一部改正することとし、意見募集を行うこととしました。その結果について御報告し、また、関係規則（の解釈）の一部改正と技術評価書（日本機械学会 設計・建設規格（JSME S NC1）正誤表（令和元年7月12日付け）等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程（JEAC4203-2008）正誤表（平成28年12月13日付け）等に関する技術評価書）について、決定をいただきたいと思います。

意見募集の結果ですが、関係規則の解釈の改正案について、御意見はありませんでした。

任意の意見募集を行いました技術評価書について、1件ありました。通しページ6ページ、7ページに記載をしております。

そのほか、今回の意見募集対象への御意見ではないものが1件寄せられておりまして、これを通しの8ページに示しております。

技術評価書に寄せられた指摘のうち、表現の適正化や誤記の指摘については、修正を行います。そのほか、引用しました正誤表自体の記載に関する指摘が複数ありましたけれども、いずれもこの技術評価書の内容の変更を必要とするものではなく、また、日本機械学

会発行の紙（正誤表）でもありますので、原案どおりといたします。

続きまして、別紙2に示しますけれども、通しの9ページです、（実用発電用原子炉及びその附属施設の）技術基準に関する規則の解釈等の一部改正を行いたいと考えます。また、別紙3に示す正誤表に関する技術評価書を決定していただきたいと考えます。

なお、資料の一番初めのページに戻っていただきまして、今回、関係規則の解釈の改正をする案件は3件ございますけれども、その3件目の使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正案、これにつきましては、現在新規策定中で、今年の4月1日に施行予定のものでありますので、これについては、その時点であわせて施行としたいと考えます。

また、通しの3ページを御覧ください。「（参考）」でございますが、前回（昨年11月20日）、原子力規制委員会に報告した際に正誤表の中で根拠が確認できなかったために、改正には採用しないとしました案件について、経緯を調査いたしましたので、御報告します。

この件は、日本機械学会発行の正誤表のうち、材料の設計降伏点 $S_y$ 値の訂正ですけれども、結論は正誤表自体が誤りであったというものです。その要旨をこの3ページに示しておりますが、2011年、材料規格改訂の際の検討時の方針は、熱間加工後の焼なまし材合金（ASME（米国機械学会）Code Case N-698）の値を取り込むことであったが、冷間加工後の焼なまし材用合金（ASME Section II SB-167 N06690）の値を誤って記載していたと。材料規格の改訂発行時にこの誤りに気付いて修正をし、材料規格は正しい値で発行されましたが、改定審議に用いた資料である改定根拠書というものの修正は行われませんでした。その後、一連の規格の誤記を確認するプロセスにおいて、この規格の値が改定根拠書の値と異なることを発見して、元々正しく記載されていた規格書の方を誤記と判断した。そして、正誤表を発行したものです。

今後、数値に関わる訂正を行うに当たっては、数値の算定プロセスを確認するなどの対応をとることとしております。

（この点に関して、）日本機械学会から提出された資料そのものを通しの4ページ、5ページに添付しております。

説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

最後に説明された日本機械学会のミスのインパクトが強過ぎて、その印象が随分残ってしまっているのですけれども、まずは本件も御意見を頂いていた方に感謝をしたいと思っておりますけれども、最後のものからですけれども、困った話ですね、これはね。

○山中委員

まず、一つかなりインパクトの大きい間違いもあるのですけれども、件数が非常に多いという、これも私自身、気になっているところでございます。

現場の技術者の技術レベルが高かった頃というのは、物作りにしろ、解析にしろ、規格基準が誤っていても、恐らく現場の判断で物作りがなされていた、あるいは解析がなされていたので（よかったが）、（今回については、）恐らく規格基準について極めて無頓着であり、間違いに対して、それほど気にも留めなかったというような実情で誤りが放置されたという、そういうところがあるのかなという気がいたしますが、今後、物作りも数値を入れて機械がやる、あるいは解析も自動的に解析がなされるというような、そういう時代になっていきますと、やはり規格基準の重要性というのは極めて大きいものでありますので、作成する学協会の誤りに対する神経の使いようというのを少し見直していただきたいというところが、コメントとして、前回（昨年11月20日）と繰り返すにはなりませんけれども。

○更田委員長

途中まで間違えていたけれども、最後の段になって気付いたので、きちんと作業したのだけれども、後になって間違えている間の途中の文書を見て、結論と違っているから、途中の文書の方が正しいのではないかということで正誤表を出した。だけれども、正誤表を出すべきではありませんでしたと。どんな組織でも起こりかねないことだからとは思いますが、その対応として、確認をする際に途中の経緯にもう一回当たるのではなくて、ゼロベースからというやり方もあるのでしょうか。

しかも、これは自らというよりは、ASMEのコードの取り入れの際に起きているということなので、なかなか改善策といっても、どうしても改善策をこうやって書くと、通り一遍にならざるを得ないところはあって、難しい話ですね、これもね。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山ですが、日本機械学会自身が出してきている資料（参考の別添）にも書いてありますけれども、本件を重く受け止めているようでありまして、算定プロセスをきちんと見るというようなことのほかに、これ以外にもさまざまな対策をとることを（日本機械学会の）（発電用設備）規格委員会の中で審議中の状況であると聞いております。

○更田委員長

ほかによろしいですか。

もう一つ、本件の作業というのは、今、電子化されている（机上ではタブレットのみに入っている）方の資料（別紙2、3）を見ても分かるように、作業量はものすごい作業量でしょう。ですから、規制で引用するからということで、引用するためにはこういった確認行為というのは必要なのでしょうけれども、どうなのだろう。これは今後続けていくということなのではないでしょうか。方針はどうなのだろう。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

引用される規格自身が誤りのないことを望むところではありますけれども、引用する以上は我々として確認はせざるを得ないと考えています。

○更田委員長

それでやれるうちはいいということで、結局、誤りなり、それから、誤った正誤表が各学協会等から出なければ、それにこしたことはないし、誤りがなければ確認行為もスムーズにいくのでしょうけれども、最終的に規制に使うものに関しては、うち（原子力規制委員会）で確認すると言っていると、恐らくすごいことになるだろうなというのもあって、やはり優先順位をしっかりと付ける必要がどこかで出てくるかもしれないと思いますし、また、私たちもこの作業量を把握したいなどは思いますけれども、何よりも学協会にきちんとしてねということしか当面はないのだろうと思います。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

すみません、申し上げにくいのですが、通しの3ページにある参考の。

○更田委員長

日付がない（日付が「●月●日」となっている）という（ものですか）。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

はい、日付を訂正してホームページにはアップすることといたしたいと思います。恐れ入ります。

○更田委員長

別紙1の技術評価書の案についての御意見に対する考え方、これは事務局の提案を了承してもよろしいでしょうか。その上で、別紙2の関係規則の解釈等の改正及び別紙3の技術評価書について決定をしてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

では、事務局案のとおり、別紙2の関係規則の解釈等の改正及び別紙3の技術評価書を決定します。ありがとうございました。

4つ目の議題は、「中深度処分に係る規制基準等の策定について」。

説明は研究炉等審査担当の小野管理官から。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の小野でございます。

資料4に基づきまして御説明したいと思います。

「1. 経緯」ということで御説明しますと、昨年11月6日の原子力規制委員会におきまして、中深度処分に係ります規制基準等の検討に当たりまして、まずはその処分を検討している事業者等から、検討に必要な情報を収集することについて御了承いただきました。その結果、本年12月17日に電事連（電気事業連合会）から意見聴取を実施してございます。本日は電事連から聴取した意見の概要と、今後の中深度処分の規制基準等の策定に関する取組方針についてお諮りしたいと思います。

以降、前田調整官から御説明いたします。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研審部門（研究炉等審査部門）、前田です。

「2. 意見聴取の概要」から御説明します。

まず、「(1) 電事連からの説明の概要」のところですが、施設設計等につきましては、施設設計概念については、平成27年時点から変更はないこと、それから、地上施設や地下施設の設計・建設・操業条件・モニタリング等の具体的な方法等については、立地条件（立地地点固有の条件）を踏まえた上で今後検討するとのことでした。

それから、電事連から寄せられた要望といたしましては、1ポツ（・）目（1つ目のポツ）の原子力規制庁が示した骨子案（平成30年8月1日原子力規制委員会資料3）をベースとした規則等、それから、2ポツ目（2つ目のポツ）の立地や人為事象（人間侵入シナリオ及び放射能濃度制限に係るシナリオ）に係る具体的な審査ガイド等、これらについては早期の策定を要望するということでした。それから、3ポツ目（3つ目のポツ）ですが、施設設計に係る具体的な審査ガイドについては、事業者の検討で明確になった段階で議論をしたいということでした。最後のポツの廃棄物の特徴を踏まえ合理的な廃棄物確認方法については早期に議論したいという要望でございました。

次の2ページ、「(2) 確認された事項」です。1. の聴取を予定していた項目の一部につきましては、言及がなく、また説明もなかったため、以下について確認を行いました。

1つ目につきましては、中深度処分に係る事業実施主体はまだ設立されていないと。それから、立地候補地の選定も今後の課題という段階ですということでした。それから、対象廃棄物の発生時期及び事業の申請時期も未定ということでした。

2つ目のバー（一）のところですが、施設設計や事業計画に関しては、平成27年に電事連から示されたイメージよりも詳しい情報はないということでした。

それから、2ポツ目（2つ目のポツ）のところですが、立地に係る審査ガイドと廃棄物確認方法に関する要望について、細かいことを確認しました。

1つ目、立地に係る規制基準及び審査ガイドの項目、それから、詳細度については、これまでに原子力規制庁から示した骨子案の情報で足りているということでした。

それから、2つ目、廃棄物が技術基準に適合していることを確認するための方法は、いわゆるWAC（廃棄物受入基準）として事業者が定めるものであって、施設設計に依存する部分もごさいますが、電事連の要望としては、例えば、放射能濃度の評価方法など、施設設計に依存しないものについて整理した上で早期に議論したいということでした。これらが確認した内容です。

「3. 規制基準等の策定に係る取組方針案」でございします。「(1) これまで作成した規制基準等の骨子案」は、この下に示しております①から⑤がこれまで（原子力規制委員会を経て）取りまとめたものでございします。これらを踏まえて、現時点においては、①から⑤の範囲内の規制基準、それから、審査ガイドが策定可能という状況でございします。

次の3ページ、「(2) 規制基準等の策定方針案」でございします。まず、事業者等に対して、中深度処分の立地、それから、廃棄物が発生する原子力施設の廃止措置段階での廃棄物化等の安全対策に係る検討を促すといった観点から、現時点で策定することが合理的

と考えられるものがある。

一方で、現時点での策定が適当でないもの、あるいは現時点で策定したとしても立地条件とか詳細な施設設計に対応した充実・修正が今後必要となるものがあると考えます。いずれにしましても、事業者による設計の選択肢を過度に絞り込むことのないような配慮が必要と考えております。

それから、追加ですが、現状であれば、基本的考え方（炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について（平成28年8月31日原子力規制委員会））や、その後の骨子案の検討を行った人員を含む体制を維持しておきまして、効率的な策定作業を行うことも可能と考えております。

以上の考え方を踏まえまして、（3. の）（1）に示しました骨子案に関する規制基準等の策定の考え方と、策定項目の案を次の4ページの別添にお示しします。この表の一番左側の列が「骨子案」、先ほど示しました①から⑤の骨子案がありまして、その一つ右側に「策定の考え方」、右半分が「策定する規制基準等」としております。一番右側に「事業規則」とありますが、これは後続規制に該当するものであります。

「策定する規制基準等」について、二重マル（◎）とかマル（○）とか三角（△）とかがついていますが、これの説明が表の下の方にキャプション（説明文）で書いてあります。二重マルは現時点での策定が合理的と考えるもの、マルが現体制で策定することが効率的ですというもの、三角については現時点での策定は適当でない、バーは現時点では検討は不要だと考えているものでございます。

また表に戻っていただきまして、左から2列目の「策定の考え方」のところについて御説明します。

まず、「①廃棄物埋設施設の位置（自然条件）」に関することですが、これについては、立地に当たっての排除要件等の具体的な内容を明確化しておくことで、規則、解釈、審査ガイド、いずれも二重マルにしております。

「②廃棄物埋設地の構造等」につきましては、「策定の考え方」のところですが、施設設計、立地選定の検討の前提条件となるような放射能濃度の制限とか、埋設地の閉じ込め、規制期間終了後の評価シナリオ、線量基準、こういったものに係るものを策定すると。それから、2ポツ目（2つ目のポツ）の具体的な人工バリアの構成等を踏まえた設計プロセス等に係るものについては、現時点では策定すべきではない、適当ではないと考えております。そういった観点で、右側の二重マル、それから、三角を1つ付けておりますが、こういった分類にしております。

③と④は、操業中に係る要求と後続規制ですが、（後続規制は）閉鎖及び廃止措置計画の認可の基準等に係るものですが、これらについては一般的に必要なと考えられる要求に係るものを今策定しても問題はないのではないかと考えておきまして、いずれもマルを付けております。

最後の「⑤放射性廃棄物等の確認」ですが、考え方としては、事業者等によ

る早期のWACの検討を促す。それから、廃止措置段階においてあらかじめ埋設の基準に適合する廃棄体化の検討が可能となるような、廃棄体の技術基準等を早期に策定しておくことが合理的ということで、二重マルを付けてございます。

前の3ページに戻っていただきまして、4. の一つ前のなお書きのところですが、規制基準等の策定に当たっては、骨子案を精査していく上で行うこととします。それから、骨子案には示していない項目につきましても、必要に応じて検討を行って規制基準に落とし込むことを考えております。

「4. 今後の予定」ですが、3. (2) に示した策定方針案に沿った規制基準等の策定スケジュールとしましては、許可基準規則（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則）、解釈（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈）、それから、関連する事業規則の改正、それから、審査ガイド案を本年6月頃に原子力規制委員会に報告できるのではないかと考えております。

説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。田中委員。

○田中委員

今、事務局から説明があったとおりでございますけれども、規制基準等の策定方針案については3ページの(2)、また別添の表に示されているとおりでございます。その中で二重マルとかマルとか、いろいろございますけれども、二重マルのものにつきましては、現時点で行うことに問題なく、事業者等に対して中深度処分 of 立地に加えて、廃棄物が発生する原子力施設の廃止措置段階での廃棄体化等の安全対策に係る検討を促す観点から、現時点で策定することは合理的であるという文章になってございます。

一方、マルのものは、(別添の)表の中の③でしょうか、操業中の廃棄物埋設施設に係る要求がメインのものでございますけれども、現時点で効率的な策定を行うことができると、「効率的」という言葉を使わせていただいておりますが、これは基本的考え方とか、規制基準等の骨子案を検討したときの体制とか知見があって、効率的な策定を行うことができるというものでございます。もちろん詳細な施設設計に対応した充実、修正が必要になってきたら、そのときに変更することがございますけれども、現時点においても、基本的なところ、別添の表の中の言葉を借りると、「一般的に必要と考えられる要求」につきましては、策定することはできるかと思えます。特にマルの扱いについて、いろいろと議論していただければと思います。

○更田委員長

伴委員。

○伴委員

この別添の表の中の三角とバーの違いは何なのでしょう。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研審部門、前田です。

三角は、設計プロセス等に関する審査ガイドということで、具体的にこういったバリア材、こういったバリア材と、結構決め打ちで書いているものがありまして、そういったものは、そこを策定してしまうと、その中でしか設計が及ばなくなってしまうのではないかと、いわゆる最適化とか、ALARA（防護の最適化）とか、そういった考え方に余り適していないという観点で、今の段階では、まだ彼らは設計を見直す可能性があると言っていますので、今の段階では策定すべきではないのではないかとという観点です。

バーにつきましては、今のところ、こういった審査ガイド類とかはなくもよいのではないかと、ということで、「不要」という観点で書いています。ただ、今後、さっき田中委員がおっしゃったように、操業中とか、ほかのところについても、具体的、詳細なものが出てきたときに、審査ガイドみたいな詳細な内容が必要になることもあります。現時点では必要はないと考えているものでございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

これは事務局に聞くのではなくて、委員の御意見を伺いたいのですけれども、まず、廃棄物に関して優先順位を考えていかなければいけない。L1（放射能レベルの比較的高い廃棄物）、L2（放射能レベルの比較的低い廃棄物）、L3（放射能レベルの極めて低い廃棄物）、それから、廃棄物ではないけれども、クリアランスの問題も親和性というか、関連が深い。それから、ウラン廃棄物に関しての検討もある中で、L1、中深度処分ですと。（参考2の）電気事業連合会の資料2-1を見ていると、（通しの11ページの）「中深度処分の制度化に関する事業者ニーズ」というところで、（上から）「早期に策定いただきたい。」、「早期に策定いただきたい。」、「早期に議論させていただきたい。」と、全部（※正しくは、3つ目以外）「早期」がついているのだけれども、一方で、（今日の原子力規制委員会の）資料4の2ページを見ると、こちらが確認したところによると、「中深度処分に係る事業実施主体は設立されておらず、立地候補地の選定も今後の課題という段階である。また、中深度処分対象廃棄物の発生時期及び事業申請時期も未定である。」と。要するに、主体も決まっていませんし、場所も決まっていないけれども、早期に決めてください、早期に策定してくださいと。普通はこういうことはないですよ。

では、早期に策定してもらわないと事業主体がなかなか決まりませんか、処分地が決まりませんかという議論があったのだと思うのだけれども、これは原子力規制委員会として電事連に直接確認する必要があるのか、会って話をする必要はなくても、何か一札取った方がいいのかなと思うのは、今、事務局から提案があった作業が終わったら、ボール（責任）は事業者側ということでいいのですかというのを確認したい。事業主体が決まらないこと、立地点が決まらないことの原因に一切規制を挙げませんというのだったら分かるけれども、これは一体どういう構図なのだろうと思って。

前に鶏と卵みたいな関係になっていてという言い方を記者会見でしたことがあるのです

けれども、これが決まらないとルールが決められない、ルールが決まらなるとこっちは決まりませんという状態で、スタックするのはよくないから、きちんと意見交換をしてということで、これまで（ここまで）だったらできそうだというのが事務局の提案で、できそうだし、かつ十分であろうという判断なのだけれども、プライオリティーを高く置いて、原子力規制庁のリソースを使ってこの作業を進めて、できましたと言って、また状況が変わらないのはごめんだし、ルールはできたけれども、実施主体はいつまでたっても決まりません、立地点を見つけるのはなかなか大変なのですという状況なのだったら、今、私たちがこの優先順位を高く置いて、リソースを投入する理由が疑われるわけです。どうお考えでしょう。

伴委員。

○伴委員

私も今の更田委員長の指摘と全く同感で、今回の報告を受けて一番がっかりしたのは事業者側の主体性が感じられないことなのですね。ただ、このままこう着状態が続いてもよくないので、何らかの形で前に進めたい。こちらは努力はするけれども、こちらが努力するならそちらも努力してくださいということの、ある意味、言質を取りたいというのはあります。

○更田委員長

もちろん努力はしているのだろうけれども、事業者の方だって。結局、解体廃棄物一つにしても、廃炉を進めても、その行き先がない部分はできてくるわけだから、もちろん努力はしているのだろうけれども、この作業を進めて整備を行って、なお主体が決まらないこと、立地点が決まらないことの理由に規制が挙げられるようであったらば、たまったものではないですよ。だから、確認の仕方はいろいろあると思うのですが、少し各委員、お考えいただきたい。要するに、会って話すということもありますけれども、なかなかそれも手続として大変だし、あるいはこういった早期に策定いただきたいという資料を出せるのだったら、これがきちんとできた暁には規制を理由に挙げませんという紙だっで出せるはずなので、レターのやりとりでこういったものを確認するというのは、日本の規制当局でも例もあるし、海外では最もよく行われることで、ATENA相手ではなくて、これは電事連相手だけれども、事務局ができると言っているものをやるなどというのは余り好ましくないのかもしれないけれども、やはりその上で、電事連としての意思表示というのは何らかの形で求めたいと思います。事務局に聞きますけれども、文書での確認は可能なのですかね。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

一般的にはそれは可能だと思いますけれども、具体的にどういう問いを發して、どういう答えが返るといのは、電事連を特定するわけではございませんけれども、いろいろ、文書の表現なり体裁なりで、更田委員長おっしゃるような意味で、意味のあるものになる

かどうかはなかなか難しいこともあるかもしれませんが、取組としては当然そういったことはあり得ると思います。どういう答えが返ってくるのが望ましいか、あるいは答えがクリアなものであるのか、いわゆる官庁文学的なものであるのかは、それはいろいろあるかと思いますが、ただ紙のやりとりがいいのか、あるいは具体的に会ってお話しになるのがいいのかということは、いろいろ、そこはあろうかと思っています。

○更田委員長

いかがお考えでしょうか。どうでしょう。

○山中委員

もちろん原子力規制庁の職員の方がルールを作りますという心意気は買いたいところですが、そのような言質のようなもの、会議にするのか、レターにするのかは意見が分かれるところでしょうけれども、ルールを作る以上は先に進めますという言質が欲しいなと思います。

○更田委員長

これから1～2か月のうちかなりの頻度で（原子力規制委員会において）電力会社CEO（経営責任者）との意見交換が予定されているけれども、電事連は特段スケジュールに入っているわけではないし、（社長が電事連会長である）中部電力もスケジュールにはないですね、今のところね。そういった意味で、また、電力業界トップと原子力規制委員会との間の意見交換という形式を必ずしもとらなくてもいいのかなと思うので、まず、この作業を進めることについての意思決定は今日して、その上でどう意向を確認しようかというのは、この場で同時期に決めるのは難しいから、これについては改めてお考えいただいて、あるいはこういうやり方がありますというがあるのだったら事務局に提案してもらってということで進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。それを待って、この作業を進めるかどうかの意思決定というのも一つの考え方ではありますけれども、どうでしょうか。

やはり気にするのは、同じ部隊がウラン廃棄物もやっているし、それから、L2、L3もやっている。それは当然なのだけれども、専門性から言っても、ただ、一方で言うと、ウラン廃棄物のほうも、加工（事業者）から強いニーズが送られているかということ、話には聞くけれども、すごく早いニーズがありそうでもないのですね。人形（日本原子力研究開発機構の人形峠環境技術センター）のデコミ（デコミッシング（廃止措置））ぐらいかな。でも、それも急いでいるという感じは伝わってこないですね。あと、ウラン加工（事業者）はデコミを考えているわけではないしということなので、要は優先順位の問題なのだと思います。

○田中委員

優先順位の順番だと思います。昨年11月6日（の原子力規制委員会）でしたか、中深度処分、ウラン廃棄物の処分場に係るうんたらかんたら、参考1に載っていますが、そのときに議論があったかと思いますが、ウラン廃棄物について、事務局として、いろい

ろな規則等をどう準備していけばいいのかについて、今、検討されていると思うのです。多分、本年3月か4月ぐらいに、マンパワーのこととかを踏まえて検討されていくかと思えますけれども、同時に、先ほどもございましたが、事業者から、時々、私の耳に入るといふか、意見を彼らが言うのは、規則ができていないから検討できていないのだと、それは多いのですね。そういうことはよくないので、我々としては規則等を作り、電事連だけか分からないのだけれども、彼らとしては、しっかりと対応を考えていくということも考えるべきではないかと思えます。

○更田委員長

一般論として、被規制者や申請者から、これをやってほしいと言われたときには、セットで、これをやってくれたら、次はこっちがこれをやるからというものでないと、処分みたいなものは前へ進まないし、それから、前段のルール作りだけでは何も現実的には生まれないわけで、ルール作りを急ぐ理由にならないのですね。後ろがきちんとしてくることがない限り。だから、私としては、先ほど言ったような確認をしたいと思っていますし、他のものに関して言うと、ウラン廃棄物、それから、細かい話で言うと、L3、L2が大分進んだということはあると思っているので、今、L1の作業を進めること自体、それから、作業期間から考えると、おおむねふさわしい提案ではないかと思うのですけれども。よろしければ、事務局の提案のとおり作業については了承して、確認方法については、少し時間を取って、皆さん、お考えいただきたいと思えます。ありがとうございました。

5つ目の議題は、「行政文書の管理の状況について」。

説明は長官官房公文書監理官の今井監理官。

○今井長官官房公文書監理官

公文書監理官の今井でございます。

資料5でございます。昨年11月27日に行政文書の管理の状況につきまして報告を行いました。その後、作業が若干進みましたので、その進捗について御報告させていただきます。

まず、おさらいからですけれども、1番目ですが、前回報告（昨年11月27日）で大きく分けて2点ございました。1点目が、旧組織から引き継いだリストに記録されているが、対応する現物の存在が確認されていない行政文書ファイルが約9,100件ございました。つまり、（リストの）データはあるのですけれども、現物がないというものが約9,100件。一方で、2番目ですけれども、公表済みの行政文書ファイル約9万5,500件、もう既にe-Gov（電子政府の総合窓口）上に載せてございますけれども、その行政文書の保管場所を控えていなかったものが約9,300件ございますと御説明申し上げておりました。

その後の進捗ですけれども、こちらは参考の方を御覧いただければと思っております。若干分かりやすいように工夫して書かせていただいておりますけれども、まず右側が文書管理システム上の登録データの数が、青とか、紫っぽいところでございます。左側がもう既にe-Gov上に出しております現物との対応を確認した行政文書ファイルの数でございます。

1点目は約9,100件でございますけれども、右下のところでございます。約9,100件ございましたものが、その後、作業を続けたところ、約7,300件まで減ってございます。こちらは現物との対応が未確認だったため、旧組織（文部科学省、旧原子力安全・保安院等）から引き継いだ可能性があり、精査を要するとしたものというところで、前回（昨年11月27日）（の資料では）、「旧組織から引き継ぎ」（という記載）の、もう少し左側に書いてあったのですけれども、精査を進めた結果、その内訳が見えまして、約9,100件のうち約1,900件は約500件に減りました。一方で約9,100件のうち、旧組織から引き継いだものは約7,200件だと分かりまして、これについても約6,800件まで減ってございます。

それから、2つ目の約9,300件でございますけれども、左側の緑の平成30年度までに確認、公表、約9万5,500件の内数として、保管場所を再確認するとしていたものが約9,300件でございましたけれども、こちらについても作業を進めたところ、残り約2,100件ですね。大方のところが見つかりましたので、引き続き再確認をさせていただいて、場所を特定するといった作業を進めていく予定でございます。

この2つについて作業を進めて、一体どういう状況なのか、データがどういうものなのかを特定していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。よろしいですか。

これは集中的な作業をしばらくの間、続けているということだと思っておりますけれども、（1）は残り約7,300件になった、（2）は残り約2,100件になったと。いつまでたっても見つからないものほどだんだん難しくなるから、数が少なくなるほど厄介なというところとふさわしくないかな、確定させるのが難しいものがどんどん残っていくのだろうと思っておりますけれども、遺憾ながら、いつまでやってもゼロにはならないですね、明らかに。しかも、集中的な作業をずっとやっているのですというのも、それこそ集中的な作業ではないから、業務の重要度に鑑みると、いつまでも今みたいなインテンシティで作業していただきますというわけにもいかないのだけれども、今後の作業ということに関しては、何か計画を持っていますか。

○今井長官官房公文書監理官

原子力規制庁の今井でございます。

おっしゃるとおりでございます。リソースをどこまで費やすかというところがございまして、ただ、今年度末に向けて、まず一区切りとして、どういう状況であるかということは御説明できるような状況には持っていきたいと思っております。仮に見つからないものがあつたとして、では、それが一体どういうものか、今はまだ定性的にも御説明できる状況ではないので。データはだんだん現物が見つかることによって少なくなってきておりますので、そうしますと、恐らくこれはこういうデータですといった、もう少し説明が加えられるぐらいまでは持っていきたいと考えております。

○更田委員長

（確認）作業を途中で話を聞いたときに見た限りでは、何々申請書とか、審査をしているときの、旧規制当局（旧組織）における申請書の途中段階のもののようなもの、しかもその断片みたいな、ただ、タイトルからは中身が全く想像できないし、申請書そのものは、最終版は事業者が持っているはずだし、しかも最終版があつて、途中版というもので、恐らく、今後、（その当時を）検証する上でも意味があるとは思いたいものが随分多数あるので、タイトルとして登録されているけれども、恐らく実態としては、見るに値しないか、ないしは見つけようと思ったら、この組織（原子力規制委員会）の外には必ずあるというものが随分含まれているように思うので、今年度末に報告をしてもらって、そこで一旦作業の区切りという形をとりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

それでは、本件については、一種の途中経過の報告を受けたということで、改めてまた今年度末に報告を受けて議論をしたいと思います。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、トピックス（配付資料「原子力施設等におけるトピックス」）なども含めてですが（何かありますか）。名指しで恐縮ですけれども、山中委員、伊方発電所3号機の（原子炉容器上部炉心構造物に）制御棒が付いてきたというのは、なかなか異例ですね。

まず、村田室長が出てきたから、状況を説明してもらいたいと思います。

○村田長官官房総務課事故対処室長

事故対処室の村田でございます。

資料（トピックス）ですけれども、最後（6ページ）にまとめたものがございますので、そちらを見ていただければと思います。

まず初めに御報告ですけれども、今回、資料（トピックス）として、（2つ目のマルの）その他の事象という形で上げてございますけれども、本日、四国電力から法令報告（原子炉等規制法第62条の3に基づく報告）に該当しますということを受けていますので、今後は法令報告対象として原子力規制庁として対処していきたいと思っております。

その上で、最後の6ページでございますけれども、現在、伊方発電所3号機ですけれども、第15回の定期検査中、先月末から行ってございます。その際に、原子炉容器の上部炉心構造物を吊り上げていたところ、制御棒、これはクラスタになってはいますが、制御棒1体が切り離しをされておらず、引き上げされてしまったという状況です。この作業をやっている間は、保守員がテレビカメラで監視をしている状況ですので、それを見ている状況で吊り上がっていることを確認したと聞いてございます。

この後、吊り上がったものを一旦元の場所に戻して、これはクラスタの制御棒の部分と（制御棒クラスタ）案内管のところを接合している部分がございますけれども、その接合部をきちんと離れていることを確認して、再度、上部炉心構造物の吊り上げをして、今

度はついてこない、引き上がらないことを確認して作業を進めているという状況でございます。実際に放射線、放射能、環境への影響はないこと、それから、今、運転モード6状態（1次冷却材温度93℃以下で、原子炉容器スタッドボルト1本以上が緩められている状態）になってございまして、一次冷却材のほう素濃度を高めているということで、制御棒が1本抜けたからどうこうなるというものではない状況ではありますけれども、現実として、意図しない制御棒の移動があったという状況になっているものでございます。つまり、これは法令報告の事象に該当するという判断をしたものでございます。今、燃料を抜く作業をやっているところでございまして、当該の制御棒であるとか、そういったところの外観確認をこの後やっていくと話は聞いてございます。

以上です。

○更田委員長

では、山中委員。

○山中委員

当該事象、それほど軽微な事象であるとは思いたいという事象だと思うので、今後、詳しく調べていただきたいのですけれども、現時点で制御棒クラスタが元の位置に戻っているということなので、原因として、電磁励起のラッチが外れなかったのか、あるいは構造物と制御棒のクラスタが何らかの機械的な干渉があって引き上がったのか、どちらかはもう分かっているのでしょうか。

○村田長官官房総務課事故対処室長

事故対処室の村田です。

まだそこまでは分かってございません。ただ、今回作業を実施する前に、接合部が当然外れていることを確認した上で作業を進めるという流れになってございます。今回も48体の制御棒がございましてけれども、全てについて外れていることを確認した上で作業をしたとは聞いてございます。ですが、それが本当に外れていたのかどうか、その辺のところは今後調べていくこととなります。それから、機構部以外の御指摘のあった部分についても、これから調査を進めていくということで、まだ詳細は分かってございません。

○更田委員長

知られているように、PWR（加圧水型原子炉）、ケミカルシーム、（一次）冷却材のほう酸濃度（※正しくは、ほう素濃度）が十分高い状態で停止するので、制御棒のクラスタが抜けたところで反応度が入るわけではなくて、ですから、リスク上、この事象そのものによって何かリスクを与えるというものではないのは分かっているのだけれども、そうは言っても、確かに山中委員が言われるように、珍しいというかね。それから、停止時リスクというのは、停止時であるからこそ、例えば、圧力容器の蓋は開いている状態だったり、安全系のいくつかはバイパスさせて作業させることが多いので、そういった意味で、停止時リスクが決して運転中のリスクに比べて、思われているほど低くないというのは研究例もあるわけですがけれども、とにかく技術的に興味を持たざるを得ませんね、非常に。ラチ

ェットが外れていないのだとしたら、それはそれで何でなのだという事だし、それから、上部炉心支持板などと干渉するとしても、余り聞いたことがないですね。

○村田長官官房総務課事故対処室長

事故対処室の村田です。

これまでも事故報告の例としては、こういったものはないので、ほとんどない状況だと思っています。どういうメカニズムでこういう事象が起こっているのか、かなり興味というか、調べないといけないのかなと思っています。

○更田委員長

既に海外の人から聞かれましたし、ですから、関心は呼んでいるのだらうと思いますので、しっかり、まず状態を把握してもらいたいと思います。

○山中委員

逆に、事業者の方の深刻度といいますか、その捉え方が少し軽過ぎるのではないかと思いますので、原子力規制庁側からもきちんと調べるように命令を発してください。

○吉野原子力規制部検査グループ実用炉監視部門企画調査官

実用炉監視部門の吉野です。

本日、事故報告（※正しくは、法令報告）になったということと、あと、更田委員長、山中委員からの御発言もありますので、本件につきましては、公開会合（原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合）という形で進めていきたいと提案させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○更田委員長

御異論なければ、そのように進めてもらいたいと思います。

ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会は終了します。ありがとうございました。